

(電子メール施行)
砂第1395号の3
令和3年3月30日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

1 指定地区

芦屋市三条町・神戸市東灘区森北町及び芦屋市奥池町

2 指定区域数及び公示日等

(1) 土砂災害警戒区域

① 新規指定 3箇所（急傾斜地の崩壊3箇所）

令和3年3月30日兵庫県告示第355号及び第356号

(2) 土砂災害特別警戒区域

① 新規指定 2箇所（急傾斜地の崩壊2箇所）

令和3年3月30日兵庫県告示第382号及び第383号

3 公示図面の相談窓口（関係土木事務所）

(1) 阪神南県民センター西宮土木事務所管理第2課（電話：0798-39-6131）

(2) 神戸県民センター神戸土木事務所管理課（電話：078-737-2135）

※(2)は神戸市東灘区森北町に係る区域のみ

砂防課管理班 吉井 電話 078-341-7711(代) 内線 4463
--